

遊佐町松くい虫被害木伐倒駆除支援事業補助金について

遊佐町では、松くい虫被害のまん延防止のため、被害のあったクロマツ等の伐倒駆除事業が適正に出来る方に補助金を交付します。

申請から補助金交付までの手続きは以下のとおりです。補助金を活用いただき被害予防及びまん延防止に御協力ください。伐採のみでは補助対象外です。必ず最終処分※まで行ってください。

※：「最終処分」とは⇒「枝燻」を含めて、全量破碎（チップ化）、焼却処分、薬剤によるくん蒸処理すること

- 補助金額は、1事業地に要する対象経費の1/2で上限は5万円です。
- 年度末までに、実績報告書及び交付請求書の提出を完了するようお願いします。
- 土地の所有者等（家族含む）に町税等の滞納があるときは交付対象外です。
- 詳細は、「遊佐町松くい虫被害木伐倒駆除支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

交付申請から補助金受領までの流れ

●申請様式、要綱などは、町ホームページからダウンロードすることができます。また、役場産業課水産林業係に備え付けておりますのでご利用ください。申請の流れは①～③のとおりです。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。添付書類は以下のとおりです。
 - ・事業実施箇所の位置図（手書きでも可、住宅地図へ図示したもので可）
 - ・松くい虫被害木の伐倒駆除前の現況写真（枯損木の全景、枯損木の太さが分かるようにメジャー等で計測した樹幹の写真など）
 - ・事業費が分かる書類として、2者以上の事業者から見積書を取り、添付して下さい。
 - ・所有者以外の個人・団体等（地区集落単位、共有林組合、管理組織など）で申請する場合は、土地所有者から、事業実施に関する同意書（任意様式）を取得し添付してください。※申請前に実施した事業は交付対象外です。
- ② 事業実施後、実績報告書（様式第3号）を提出して下さい。
 - ・事業実施箇所の位置図（事業実施前の位置図をコピーし実施日を記入したもので可）
 - ・被害木伐倒駆除時の処理状況写真（伐倒、破碎、くん蒸等）、実施後の現況写真
 - ・対象事業費に係る領収書の写し及び内訳書等
- ③ 役場から「補助金交付確定通知（様式第4号）」が送付された後、実施者は、補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

◆ご不明な点は、遊佐町役場産業課水産林業係までお問い合わせください。